

## 新潟市自治会等集会施設借上補助金交付要綱

平成 2 年 4 月 1 日 実施  
平成 4 年 4 月 1 日 改正  
平成 9 年 4 月 1 日 改正  
平成 10 年 4 月 1 日 改正  
平成 17 年 3 月 21 日 改正  
平成 18 年 4 月 1 日 改正  
平成 19 年 3 月 5 日 改正  
平成 20 年 3 月 5 日 改正  
平成 21 年 4 月 1 日 改正  
平成 23 年 4 月 1 日 改正  
平成 26 年 4 月 1 日 改正  
平成 29 年 4 月 1 日 改正  
令和 2 年 4 月 1 日 改正  
令和 5 年 4 月 1 日 改正

### (要綱の目的)

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、自治会・町内会又はその連合組織（以下「自治会等」という。）がコミュニティ活動としての集会を行うため、市の所有する以外の建物（以下「集会施設」という。）又は敷地（以下「集会所用地」という。）を借上げる場合に要する経費の一部を補助するため必要な事項を定めるものとする。

### (補助金の交付)

第2条 市長は、集会施設又は集会所用地を有料で借上げた自治会等に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (補助金交付の対象)

第3条 補助金交付の対象とする経費は、次の各号のいずれかに該当する経費とする。

- (1) 集会施設又は集会所用地を契約の始期・終期にかかわらず通年で借上契約をしている場合に、その契約に係る経費。

ただし、集会所用地とする借地の面積は、別表に定める範囲内とする。

- (2) その他市長が特に必要があると認めた場合に係る経費。

### (補助金交付の対象外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる経費については、補助金交付の対象としない。

- (1) 集会施設又は集会所用地の借上契約（契約の更新をする場合を含む。）に係る敷金、権利金その他のこれらに類する経費。
- (2) 建物修繕費、光熱水費等の維持管理費。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、集会施設の借上に係る使用料（以下「使用料」という。）又は集会所用地借上に係る借地料（以下「借地料」という。）で、4月1日から翌年3月31日まで（以下「年度」という。）の分の使用料又は借地料のうち、前条に規定する経費を除き、その集会施設又は集会所用地を転貸することにより得た収入がある場合には、使用料、借地料のいずれの場合にあってもその額を控除した後の額（以下「諸経費等控除後の使用料又は借地料の額」という。）の2分の1以内の額で市長が必要と認めた額とする。

ただし、補助金の額については、使用料にかかるものについては30万円、借地料にかかるものについては10万円を限度とする。

この場合において、年度の途中で新たに契約を締結し、又は解除した場合の補助金の額は、使用料又は借地料にかかる補助金の限度額に、当該年度の借上月数を12で除した数を乗じて得た額を限度とする。

- 2 前項の規定により算定した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、集会施設等借上補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 集会施設等借上補助事業収支予算書
- (2) 契約書の写し
- (3) 位置図（付近見取図，平面図）
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、規則第6条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付するか否かを決定するものとする。

- 2 前項の規定による審査等の結果、補助金の交付を決定したときはその決定の内容を、速やかに補助金交付決定通知書により、自治会等に通知するものとする。

(計画変更の承認等)

第8条 自治会等が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに集会施設等借上補助事業変更申請書を市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

- (1) 補助事業の内容又はこれに係る予算を変更しようとするとき（市長が定める軽微なものを除く。）。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による承認をする場合において、当該自治会等に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。

3 市長は、前項の規定による変更をした場合は、補助金交付決定変更通知書により、自治会等に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 自治会等は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときも含む。）は、集会施設等借上補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

ただし、集会所用地借上補助については、1号の報告書は不要とする。

- (1) 集会施設利用状況報告書
- (2) 集会施設等借上補助事業収支精算書
- (3) 集会施設等借上げに係る経費を支払ったことを証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(額の確定等)

第10条 市長は、前条の規定により実績報告書を受けた場合においては、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金確定通知書により、自治会等に通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から実施する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年3月21日から施行し、平成17年4月1日から適用する。  
(要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成20年3月31日にその効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年3月5日から施行する。  
(要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成20年4月1日にその効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年3月5日から施行する。  
(適用期間)
- 2 この要綱の適用期間は、平成23年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。  
(適用期間)
- 2 この要綱の適用期間、平成23年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。  
(適用期間)
- 2 この要綱の適用期間は、平成26年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(適用期間)

- 2 この要綱の適用期間は、平成29年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(適用期間)

- 2 この要綱の適用期間は、令和2年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(適用期間)

- 2 この要綱の適用期間は、令和5年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(適用期間)

- 2 この要綱の適用期間は、令和8年3月31日までとする。

第3条第1号 別 表

集会所用地とする 借地面積	(1階床面積×3倍)以内 ただし、600平方メートルを限度とする。
------------------	--------------------------------------